

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所
総務・会計ユニット長 吉 尾 秀 治

令和7年度 LTPを採用した固体ロケットモータに係る研究委託(その1)の契約
希望者募集要領

LTPを採用した固体ロケットモータに係る研究委託(その1)の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 調達品等の概要等

LTPを採用した固体ロケットモータに係る研究委託(その1)
詳細は、別紙1のとおり。

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」等級に格付され関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当するもので入札に参加しようとする者については、当該要件を証する書類等を提出すること。
- ③ 本件の履行に必要なLTP(低融点熱可塑性推進薬)及びこれを採用したロケットモータに係る知識、技術及び研究開発能力を有していること。
- ④ LTP製造に必要な混和装置及び注型装置に係る知識、技術及び研究開発能力を有していること。
- ⑤ 本件を履行可能な体制を確保することができること。
- ⑥ 下請業者へ一部業務委託する場合は、委託させる業務の内容に応じて、上記項目を満たしていること。
- ⑦ 応募に当たっての注意事項(別紙2のとおり)に該当しない者であること。

- ⑧ 防衛装備庁が定める 委託契約条項 を適用して契約を締結することが可能な者であること。
- ⑨ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
- ⑩ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑪ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 応募方法

- ① 応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」(以下「申請書」という。)及び次の項目を証明する具体的資料(以下「関係資料」という。)を提出しなければならない。

ただし、関係資料の提出に関しては、過去1年以内に、別の募集要領において既に防衛省側に提出している場合は、申請書に当該募集要領の公示番号と日付とともに提出済みである旨を記載することにより省略することができる。

 - ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書(写し)
また、等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかの要件に該当する者は、当該要件を証する書類等
 - イ 前項③～④に示す技術的要件等を満たしていることを証明する資料
 - ウ 前項⑤に示す体制等を証明する資料(組織図、安全管理体制等)
 - エ 前項⑥を満たしていることを証明する資料及び下請(予定)企業一覧表
 - オ 前項⑦を満たしていることを確認するための作業従事者名簿
- ② 申請書及び関係資料(以下「提出資料」という。)は提出期限までに提出先に1部をメール送付又は持参又は郵送(必着)するものとする。
メールアドレスは、4項④に記載しているメールアドレスへ送付するものとする。
- ③ 提出期限 令和8年1月30日
- ④ 提出時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- ⑤ 提出先 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟10階
防衛装備庁
防衛イノベーション科学技術研究所 総務・会計ユニット 調達係
03-3268-3111(内線 26446)

4 調達概要の交付時期、交付場所及び交付方法

- ① 交付期限 令和8年1月30日
- ② 交付時間 3. ④に同じ。
- ③ 交付場所 3. ⑤に同じ。
- ④ 交付方法 手渡し又はメール等による交付。
メールアドレス: disti-kaikei@ext.cs.atla.mod.go.jp
メール件名: 公示第〇〇号 仕様書送信依頼
メール本文: 公示に記載されている件名
添付ファイル: 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し

5 提出資料の審査等

- ① 提出資料の提出者は、防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- ② 提出資料の提出者は、防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所の担当者から3. ①に係る調査を実施するための協力依頼があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、当該工場等(下請負者の工場等を含む。)への立ち入りを含む調査に協力しなければならない。
- ③ 提出資料により、契約の円滑な履行能力を有する者を選定する。
- ④ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者とが募集した場合には、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者は選定しない。

6 審査等結果の通知等

審査等の結果、契約の円滑な履行能力があるとされた者については、指名候補者名簿に登録するとともに、その旨を通知し、その他の者については非登録通知を行う。

7 指名候補者名簿に登録されなかった者に対する理由の説明

- ① 指名候補者名簿に登録されなかった者は、契約担当官等に対して登録されなかった理由(以下、「非登録理由等」という。)について、非登録通知をした日の翌日から起算して、5日(休日を含まない。)以内に書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出時間	3. ④に同じ。
イ 提出場所	3. ⑤に同じ。
ウ その他	書面は、メール送付又は持参又は郵送(必着)するものとする。 メールアドレスは、4項④に記載しているメールアドレスへ送付するものとする。
- ② 契約担当官等は、非登録理由等について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、5日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 提出資料の提出に当たっての留意事項

- ① 応募に当たっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登録しない。
また、防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- ③ 5. ①又は5. ②について、正当な理由無く応じなかった者は、当該品目の指名候補者名簿へ登録しない。
- ④ 提出資料の作成、提出及び説明及び5. ②の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑤ 提出資料は返却されない。
但し、提出資料は、応募者の許可無く他の目的に使用しない。
- ⑥ 提出期限を過ぎてからの提出資料の差替え、再提出は認めない。但し、審査等の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- ⑦ 提出資料に自社以外のものがある場合は、事前に著作物等の利用による問題は、応募者の責任において処理しておくとともに、出所元及び出典名を明らかにすること。

9 応募者の義務

- ① 指名候補者名簿へ登録された者(以下「指名名簿登録者」という。)には、品目毎に調達要求があり、指名名簿登録者が一者の場合には随意契約の通知が行われ、複数者の場合には指名競争入札の通知が行われる。

なお、指名候補者名簿へ登録されているとしても、著しい経営状況の悪化等により随意契約の相手方として適当と認められなくなった者、指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び2. ⑨の措置を受けたこととなった者は、随意契約又は指名競争入札の通知を行わない。

- ② 指名名簿登録者で指名競争入札の通知を受けた場合には、入札及び契約心得(地方調達)(平成31年4月1日)を熟知の上、応募条件に著しい変更があった場合を除き入札に参加しなければならない。
- ③ 指名名簿登録者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- ④ 応募者は、官が交付した調達概要の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

10 その他注意事項

- ① 本件については調達予定であり、必ず調達があることを保証するものではなく、また内容を変更する場合がある。
- ② 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- ③ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせないとして募集した者が、契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- ④ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとする。
- ⑤ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得(地方調達)」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

契約希望申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所
総務・会計ユニット長 吉尾秀治 殿

住 所
会 社 名
代 表 者
担 当 者
連 絡 先

当社は、公示第 40 号(令和8年1月16日)に基づく、

調達件名 : LTPを採用した固体ロケットモータに係る研究委託(その1)

について、受注態勢が整っておりますので、同公募の記載内容を承諾の上、契約相手方に指名されることを希望します。

なお、別添のとおり関係資料を添付します。

添付書類 : 1 資格審査結果通知書(写し)

また、等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかの要件に該当する者は、当該要件を証する書類等

2 公示第40号2の③～④技術的要件を満たしていることを証明する資料

3 公示第40号2の⑤体制等を証明する資料(組織図、安全管理体制等)

4 公示第40号2の⑥を満たしていることを証明する資料及び下請(予定)企業一覧表

5 公示第40号2の⑦を満たしていることを確認するための作業従事者名簿

調達概要

- 1 調達件名: LTPを採用した固体ロケットモータに係る研究委託(その1)
- 2 調達概要: 仕様書のとおり
- 3 予定納期: 令和10年3月30日
- 4 予定納地: 防衛イノベーション科学技術研究所

注 意 事 項

1 本委託の背景

本委託は、中野 透プログラムマネージャ（以下「中野PM」という。）が進捗管理を行う、低コスト・短リードタイム化を実現する固体推進系の製造工程改革に関する研究プログラムの一環として行われるものである。

2 応募に当たっての注意事項

本委託は、中野PMが進捗管理を行う研究プログラムの一環であることから、利益相反の防止や不正が生じうる状況を作らないことが必要となる。

そのため、中野PMと以下の関係にある者が本委託に参画する（下請企業において本委託の中核を担う者を含む）場合は、その者が所属する機関は契約相手方として選定されることはないと想定され、応募に際しては留意されたい。

- (1) PMと、同一の研究単位（大学における同一講座、同じ研究機関の同じ部署、同じ企業）に所属する者
- (2) PMと、親族関係又はそれと同等の密接な個人的関係にある者
- (3) PMと、対等な立場で、緊密な共同研究を行っていた者（一部の測定、分析等を担当した場合は非該当）
- (4) PMと、直接的な雇用・所属関係にあった者（子会社、親会社等も含む）
- (5) その他、PMが自ら緊密な関係にあると判断した者（多額の寄付金の受領、有価証券の所持、等）

3 判断基準

- 上記（1）の「大学における同一講座」については、古くからある「教授－准教授－助教」といった直属の関係 又はそれに準ずる関係か、で判断するものとする。
- 上記（1）の「同じ企業」については、一定規模以上の大企業で、社内カンパニー制や事業部制の場合等は、当該単位で判断するものとする。
- 上記（1）と（4）については、PMに採用される以前の、直近1年間に所属していた期間・部署で判断するものとする。また、これに加えて、当該PMが現に在籍している機関・部署についても判断するものとする。
- 本書記載事項に該当するかどうか不明である場合は、必要な情報を付した上で、事前に防衛イノベーション科学技術研究所 総務・会計ユニットに相談すること。